

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン素案

1 目的

本ガイドラインは、旭川市（以下「本市」という）における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、事業者が主体的に遵守すべき事項、必要な手続き等を定めることにより、旭川市民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保し、地域と共生する再生可能エネルギー事業を実現することを目的とする。

2 定義

本ガイドラインの中で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継若しくは分譲により発電事業を行う者をいう。

(2) 発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(3) 発電事業

発電設備の設置・運用から撤去・処分の完了までの一連の行為をいう。

(4) 発電出力

再生可能エネルギー発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。

(5) 近隣関係者等

設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者を含む。）及び町内会等の地域団体、発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれのある場所に居住する者（事業を営む者を含む。）並びに設置区域に隣接する土地（空き家、農地、山林等を含む。）の所有者及び耕作者等をいう。

3 対象となる発電設備

太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した事業に供する発電出力の合計が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）の発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象とする。ただし、太陽光発電設備のうち、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く。

※ 10キロワットを基準とする理由

電気に関するあらゆる工作物を対象とする電気事業法（昭和39年法律第170号）が全国的に問題とされている太陽光発電の設備に関し、出力が10キロワット未満のは「一般用電気工作物」と位置付け、保安規定の届出、主任技術者の選任等を不要しているのに対し、10キロワット以上は「事業用電気工作物」と位置付け、保安規定の届出、主任技術者の選任等を必要としていることから、電気事業法と平仄を合わせるべく、ガイドラインの対象となる設備は出力が10キロワット以上とする。

4 対象地域

本ガイドラインの対象となる地域は、市内全域とする（事業区域が他の市町村に跨る場合を含む。）。

5 設置不可とする区域

事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置にあたり、別表に掲げる法令上開発行為が厳しく制限されている区域、生活環境、景観、防災等の観点から、再生可能エネルギー発電設備が設置されることにより、甚大な影響が想定される区域（ゾーニングにおける保全エリア）は、設置不可とし、計画の中止、事業地の変更等、抜本的な見直しを行う。

6 発電設備等の設置にあたっての配慮事項

事業者は、次の（１）から（４）までに従い、発電設備等の設置を行う。

（１） 発電設備等の設置に伴う災害の防止

- ① 土地の形質変更は、必要最小限に留める。
- ② 周辺に被害を与えないよう、敷地の排水処理の措置を講じる。
- ③ 周辺に被害を与えないよう、土砂の流出防止の措置を講じる。
- ④ 立木の伐採は、必要最小限に留める。
- ⑤ 造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限にするよう適切に保護する。

（２） 生活環境の保全

- ① 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合、電波障害、圧迫感、騒音、振動、悪臭、熱、反射等の発生を防止するために必要となる措置と共に、発電設備を敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽する等の措置を講ずる。
- ② 道路に接する場所に発電設備を設置する場合、道路の見通しを妨げることもないよう敷地境界から後退させる等して視距確保及びパネルからの反射防止の措置を講ずる。

（３） 良好な景観の保全

- ① 主要な眺望景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置、色彩等に配慮する。
- ② 河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置、色彩等に配慮する。
- ③ 色彩は、周囲の景観との調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に、太陽光パネルは、低反射で模様が目立たないものを使用する。

（４） その他

- ① 近隣関係者等との協調を保つ。
- ② 近隣の農林業等に影響が生じないようにする（工事車両等による農地及び農業用施設の損壊、家畜への影響、騒音、振動、光反射等）。
- ③ 事業に使用する太陽光パネルやインバーター、その他の機器は、経済産業省資源エネルギー庁に登録されたものであること等、日本国内の法令等に違反しないものであることはもとより、事業地及びその周辺の生活環境や自然環境等に悪影響を及ぼすものではないこと、日本国外の政府や政府系機関、国際機関等から問題が指摘されていないもの等、事業者に要求されるコンプライアンスに疑義を生じさせるものを使用しない。

7 事前協議

事業者は、工事着手前に本市に事前協議書を提出し、事前協議を行う。

※ 本市は、上記6の配慮事項の確認等を行う。

8 環境影響調査等の実施、地域住民に対する事業計画の事前周知及び説明の実施

- (1) 事業者は、事業が地域の生活環境、自然環境に及ぼす影響等を十分に調査する。
- (2) 事業者は、地域住民に対する事業計画の事前周知及び説明に当たり、本市、市民委員会会長等に周知及び説明の範囲を相談する。また、説明会等において、環境影響調査等の結果を含め、地域住民が事業の適否を判断するために必要かつ十分な情報を開示する。
- (3) 事業者は、事業計画に関し、地域住民の理解及び同意が得られなかった場合、事業を中止することを含め、計画を抜本的に見直すと共に、事業を中止しない場合、見直し後の計画に関し、改めて調査や周知・説明を行い、地域住民の理解及び同意を得る。

9 各種提出

事業者は、本市に、次の(1)から(8)までの文書を提出する。

- (1) 設備設置計画書
事業者は、本市に「設備設置計画書」を提出する。
- (2) 設備設置工事着手届
事業者は、設備設置工事着手前に、本市に「設備設置工事着手届」を提出する。
- (3) 設置設置工事完了届
事業者は、設備設置工事完了後、本市に「設備設置工事完了届」を提出する。
- (4) 事業報告書
事業者は、事業年度毎に、本市に「事業報告書」を提出する。
- (5) 事業変更届
事業者は、事業を変更する場合、変更前に、本市に「事業変更届」を提出する。
- (6) 事業廃止届
事業者は、事業を廃止する場合、中止前に、本市に「事業中止届」を提出する。
- (7) 事業終了届
事業者は、事業が終了した場合、本市に「事業終了届」を提出する。
- (8) その他
本市は、必要に応じ、事業者に報告書等の提出を求めることができ、事業者は、報告書等の提出を行う。

10 発電設備等の適切な管理等

事業者は、次の(1)から(5)までに従い、発電設備等の管理等を行う。

- (1) 敷地内への立入防止
事業者は、経済産業省資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、塀柵等を設置する等の安全対策を講ずる。

(2) 発電設備敷地内の除草及び清掃

- ① 事業者は、発電設備敷地内に関し、可能な限り農薬を使用しない方法による除草及び清掃を定期的に行う。また、農薬等の散布により周辺住民や近隣の農作物への影響が想定される場合、事前に近隣関係者に対し、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を周知して、承諾を得た後に実施する。
- ② 事業者は、農薬散布区域の近隣に住宅、学校及び通学路がある場合、万が一にも農薬の飛散により住民等が農薬を浴びることのないよう、散布の時間帯に最大限配慮する。
- ③ 事業者は、農地周辺で農薬散布を行う場合、作物の収穫等に影響がないよう、無風又は風が弱いときに行う等、近隣に影響が少ない天候の良い日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制する飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行う。
- ④ 事業者は、立て看板等の表示により、散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう、周知する。

(3) 発電設備が破損した場合の対応

事業者は、自然災害やその他の事由により発電設備が破損した場合、被害を最小限に留める措置を講じるとともに、速やかに復旧又は撤去する。

(4) 発電事業の終了又は中止後の対応

- ① 事業者は、発電事業の終了又は中止の後、発電設備をそのまま放置することがないように、速やかに撤去し、原状回復に努める等、適切な措置を講ずる。また、発電設備の撤去に当たり、関係法令に基づき、適切な処理を行う。
- ② 事業者は、発電設備の撤去、事業地の現状回復等に係る費用を積み立てる等、確実な撤去や現状回復等を実現するための措置を講じる。

(5) 災害又は事故等が発生した場合の対応

- ① 事業者は、自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、誠意を持って速やかに対応し、近隣関係者等に二次被害が起こらないようにする。
- ② 事業者は、発電事業の実施に当たり、事業着手から事業終了又は中止までの期間、当該事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険等に加入する等、確実な損害填補を実現するための措置を講じる。

11 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、社会情勢の変化等、必要に応じて見直す。

別表 設置不可とする区域

区域	関係法令等
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり防止法
急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
鳥獣保護区（国指定・道指定）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
保護林	保護林設定管理要領
IBA(Important Bird and Biodiversity Areas : 重要野鳥生息地)	公益財団法人日本野鳥の会作成「IBA 情報」
要措置区域	土壌汚染対策法
国指定重要文化財	北海道文化財保護条例
北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	北海道文化財保護条例
農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
甲種農地に該当する区域	農地法